

構造改革特別区域計画の変更事項「新旧対照表」

(大阪府泉南郡岬町)

新	旧
<p>1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡岬町</p> <p>2. 構造改革特別区域の名称 岬町笑顔満開給食特区</p> <p>3. 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡岬町の全域</p> <p>4. 構造改革特別区域の特性 <u>(1)位置・交通・地勢</u> 大阪府の最南端に位置し、地形は東西 10km、南北 6km にわたり、面積 49.18 平方キロメートルで、全体の約 80%が山地である。 東南部は和泉山脈によって和歌山県と接しており、東は阪南市と隣接している。また、西北部は大阪湾に臨んで淡路島と相対している。 本町を通る幹線道路は、国道 26 号線、第二阪和国道である。 鉄道路線は南海本線、南海多奈川線で、大阪市の都心部まで概ね 50km、鉄道で約 1 時間、和歌山市の中心部までは概ね 10km、鉄道で約 20 分の距離にあり、平成 6 年（1994 年）には、約 20km 離れた大阪湾の沖合に関西国際空港が開港している。 本町は、大阪湾ベイエリアの中で、きれいな海と美しい海岸線</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡岬町</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 岬町笑顔満開給食特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡岬町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>①大阪府の最南端に位置し、地形は東西 10km、南北 6km、面積 49.03 キロ平方メートルで、東南部は和泉山脈で和歌山県と接しており全体の約 80%が山地である。また、西北部は大阪湾（ちぬの海）に臨んで淡路島と相対し、府下でも珍しい自然海岸を形成している。気候は四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内気候区に属し、豊かな自然に恵まれたまちである。生活環境面では、南海本線が町の東側から南側に走っており、途中のみさき公園駅では、特急電車が停車する駅となっております。また、道</u>また、道路では、町を縦断する国道 26 号線が慢性的な渋滞を引き起こしているため第二阪和国道の整備が進められており、平成 23 年 3 月には本町の中心部である淡輪ランプが開通し、最終的には和歌山県に通じる道路である。</p>

を有し、和泉山系の豊かな緑に囲まれている。気候は四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内気候区に属し、豊かな自然に恵まれた住みよいまちである。人と自然との多様な関わりが求められるこれからの時代にあって、通勤可能な大阪都市圏に位置しながら、豊かな自然を享受できる暮らしの可能な地域といえる。

(2)人口

本町の人口は、昭和 55(1980)年の 22,864 人をピークに減少が続いており、平成 22(2010)年の国勢調査では 17,504 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計(平成 25(2013)年 3 月)によれば平成 52(2040)年には 10,872 人まで減少し、平成 22(2010)年からの人口減少率は 37.9%と、30 年間で 6,000 人以上の減少になると推計されている。

また、その構造は年少人口が減少し、老年人口が増加する、いわゆる「少子高齢化」の傾向を示している。年齢 3 区分別の人口は、年少人口(0~14 歳)、生産年齢人口(15~64 歳)が減少傾向にある一方で、老年人口(65 歳以上)が増加を続けている。今後も、老年人口は増加を続け、平成 52(2040)年には、町全体の約 44%が 65 歳以上となる見込みである。

今後、この状況が続き、さらに人口減少と少子高齢化が進行すれば、将来的に地方自治体としての機能を維持することが難しくなることも想定されている。

(3)財政状況

②岬町の人口は、昭和 50 年で 23,237 人をピークに、昭和 60 年で 22,719 人、平成 10 年で 20,793 人、平成 22 年で 18,071 人と年々減少しており、少子高齢化が町の主要課題となっている。

町内の教育施設は町立中学校 1 校・町立小学校 3 校・町立幼稚園 1 校・私立幼稚園が 2 校あり、保育施設は町立保育所が 3ヶ所あるが、いずれも生徒・児童数は減少傾向にある。

また、本町の学校給食は昭和 4 1 年から学校給食共同調理場で共同調理場方式により開始しており、平成 1 5 年度に新築し、調理場は衛生環境、労働安全、作業能率などの面から、明るく安全で清潔なフルドライシステムで生徒・児童に安全でおいしい給食町内小中学校に・幼稚園に提供し、効率的な運営を実施している。

③保育施設は、昭和 4 4 年に多奈川保育所を開設し、2 歳から 4 歳児保育を実施しており、昭和 4 7 年からは緑ヶ丘保育所を開設したが少子化の影響で現在は子育て支援センターとして時代を担う子どもたちの健全育成を願って活用をしている。

また、昭和 5 3 年に深日保育所、昭和 5 6 年に淡輪保育所を開設し、全ての保育所は直営で運営しており、延長保育、土曜保育を実施し、核家族化の進行や共働き世帯の増加等、多様化する保育ニーズを反映しながら保育サービスを展開している。

④子どもを取り巻く環境は、社会の変化に伴い様変わりしてきているが、岬町においても、子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備し、行政・家庭・学校・幼稚園・保育所・企業・地域の住民と連携し「豊かな自然と地域の力に包まれて一人ひとりの

本町では、昭和 42 年から昭和 50 年まで財政再建準用団体に指定されている。

その後、財政の健全化や行財政改革の推進により、財政再建団体に陥ることは避けられたが、めまぐるしく変化する社会情勢や地域経済の低迷、地価の下落などにより、本町の財政状況は、依然として非常に厳しい状況である。

(4)子育て支援の推進

本町では、岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子 2 1 を策定し、岬町ならではの子育て支援を推進するために「豊かな自然と地域の力に包まれて一人ひとりの子どもが親が輝くまちづくり」を基本理念として、子育て支援施策の充実に努めてきた。さらに、平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度に基づき、一層子育て支援を充実していくため、前述の計画と岬町子ども・子育て支援事業計画を一体とした「みさき子どもとおとも輝くプラン」を策定した。この計画では、将来の社会を創り、町の未来を担っていく子どもたちが、一人ひとり個性を伸ばし、いきいきと夢を持って育っていけるように、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもを育み守る環境や仕組みづくりと、今後、協力して家庭を築きたい、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような環境づくりを進めることを目指している。

(5)教育・保育施設

本町の教育・保育施設は、町立中学校が 1 校、町立小学校が 3

子どもが親が輝くまちづくり」を基本理念として、岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子 2 1 を策定している。

以上のように本町は、従前から、教育を含め子育て支援に力を注いでおり、保育所については公立が 3 ヶ所、乳幼児保育、障害児保育、延長保育、土曜保育等を実施している。また、子どもたちの健やかな成長のため、子ども支援部門の充実や子育て困難家庭に対する新たなサポート体制の構築など、教育委員会との連携を強化しながら先進的な取り組みを行っている。

校、町立幼稚園が1校、私立認定こども園が1園、私立幼稚園が1園、町立保育所が3所あるが、いずれも生徒・児童数は減少傾向にある。

保育施設については、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所において、平日・土曜日に7時～19時まで（淡輪保育所は21時まで）保育を実施し、核家族化の進行や共働き世帯の増加等、多様化する保育ニーズを反映しながら保育サービスを展開している。

多奈川保育所においては、児童の減少や施設の老朽化・耐震性等の問題があったため、平成24年度から耐震工事が完了した多奈川小学校に併設し、「地域の子どもたちはその地域で育てる」ことを念頭に、小学生や地域の方々との交流を通じて特色ある保育を実践している。

深日保育所においても、多奈川保育所と同様の問題があるため、平成28年度開所を目途に耐震工事が完了した深日小学校への併合を進めている。

また、少子化の影響で休止・廃止となった緑ヶ丘保育所を子育て支援センター及び保育所給食調理場として活用しており、子育て支援の拠点としての役割を果たすとともに、本構造改革特別区域の認定を受け、現在、淡輪保育所、多奈川保育所に安全で安心な給食を外部搬入している。

学校給食については、昭和41年から学校給食共同調理場で共同調理場方式により開始しており、平成15年度に新築した調理

場は、衛生環境、労働安全、作業能率などの面から明るく安全で清潔なフルドライシステムで、効率的な運営の実施により、生徒・児童に安全でおいしい給食を町立小・中学校・幼稚園に提供している。

以上のように本町では、従前から次世代を担う子どもたちの健全育成を願って、子育てがしやすい環境整備において、先進的な取り組みを行っている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

少子高齢化の進展とともに核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、子どもと保護者を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。本町においても家族構成や保護者の就労形態によって、様々な保育サービスのニーズがある。

様々なニーズに応えていくためには、保育の質を高め、サービスを充実させるとともに保育所を効果的・効率的かつ円滑に運営する必要がある。

公立保育所における給食の外部搬入の実施は、施設管理費や人件費など経費面で合理的な節減が図られ、その財源を保育サービスの向上だけではなく、子どもの健やかな成長のための施策の充実に活用できる。

今回、深日保育所を加えることで、全ての公立保育所が外部搬入となり、一括調理ができることから、より一層給食事業の効果的・効率的かつ円滑な運営が図れるとともに保育所間の公平性が図ら

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は昭和42年から昭和50年まで財政再建準用団体に指定されている。

その後、町財政の合理化をはかり現在の財政状態は健全な運営を行っているが、今後も財政状況は非常に厳しい状況である。

また、昭和61年には行政改革大綱、平成18年3月には岬町集中改革プラン（5カ年計画）を策定し、行財政改革の推進に努めてきたが、地域経済の低迷や地価の下落による町税収入の減少などの影響を受け、改革効果が相殺され、各種基金の取り崩しにより収支を調整するという極めて厳しい財政状況が続いており、現在は第2次集中改革プラン（5カ年計画）の計画を実施中である。

この様な中、少子高齢化の進行で、家族や地域の結びつきが希薄になるにつれ、子育ての協力者や仲間を得ることが難しくなり、家庭における子育てへの負担や不安が増大しており、子育ての孤立化に拍車をかけている。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及

れる。

もって、子育て支援施策の充実と食育・地産地消の推進による地域や産業の活性化の促進など、本町のまちづくりに寄与するものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

①外部搬入方法の実施により、公立保育所運営のさらなる合理化を進め、多様化する保育へのニーズに対応し、保育サービスの充実強化を図る。

②衛生面や安全面に十分な配慮をするとともに、献立の評価検討を十分行うことにより、安全、安心で年齢や発達段階に応じた給食を提供する。

また、最近増加するアレルギー体質及び体調不良児の児童に対応するため、調理室において除去食や代替食を用意するなど柔軟な対

ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。

また、近年の離婚数の伸びによるひとり親家庭の増加や子育てをしながら働く家庭は増えており、その働き方も多様化する傾向にある。保育所においては、低年齢児の入所児童の増加や早朝保育をはじめ延長保育、土曜保育を実施している。これらの需要に応じていくためには、保育所を効率的に運営するとともに、親子の負担を軽減するための施策を図る必要がある。

公立保育所における給食の外部搬入の実施は、衛生面や安全面、食育等に十分な配慮をしながら経費面での合理的な節減が図られ、その財源を保育サービスの向上だけではなく、子どもの健やかな成長のための施策の充実に活用できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

①外部搬入方法の実施により、公立保育所運営のさらなる効率化を進め、多様化する保育への保護者のニーズに対応し、保育サービスの充実強化を図る。

②献立の評価検討を十分行うことにより、安全、安心で年齢や発達段階に応じた給食を提供する。また、最近増加するアレルギー体質及び体調不良児の児童に対応するため、調理室において除去食や代替食を用意するなど柔軟な対応をする必要がある。

応をする。

③保育所における食育事業で、季節に応じた野菜づくりや収穫、給食食材としての利用など地産地消の取り組みを体験させるなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことにより、食への関心を持たせるとともに正しい食習慣を身につけさせることにより、子どもの健やかな成長に努める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費、適正な調理員の配置等による人件費の節約などの経費の節減が図られ、保育所の効率的な運営が図れる とともに子育て支援施策の充実が図れる。

②衛生面、安全面で設備の整った調理施設で 一括調理することや食材の一元購入による経費節減を図り、その財源を保育サービスの向上や子育て支援の充実に活用できる。また、地産地消による地元 食材を購入することにより、産業振興に寄与する。

③保育所での食育事業として、地域の住民の方々との交流を図りながら、園庭や農園での野菜づくり、手作りおやつの食材購入など、乳幼児が身近な食材により、食に関心を持つとともに 適正な食事のマナーを身に付け、食を通して感動する心を育て、健全な食習慣の形成が図れる。

③保育所における食育事業で、季節に応じた野菜づくりや 地産地消による食材の購入を体験させるなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことにより食への関心を持たせるとともに、正しい食習慣を身につけさせることにより、児童の健やかな成長に努める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費 や適切な調理員の配置等による人件費の節約などの経費の節減が図られ、保育所の効率的な運営が図れる。

②衛生面、安全面で設備の整った調理施設で調理することや食材の一元購入による経費節減を図り、その財源を保育サービスの向上や子育て支援の充実に活用できる。また、地産地消による地元 の野菜を食材として購入することにより、農業振興に寄与する。

③保育所での食育事業として園庭や農園での野菜づくり、手作りおやつの食材購入など、乳幼児が身近な食材により、食に関心を持つとともに きちんとした食事のマナーを身に付け、食を通して感動する心を育てる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. (削除)

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・子育て支援施策の充実

給食の外部搬入を実施し、保育所施設の維持管理経費や調理員の適切な配置による経費等の節減により、子育て相談事業や子育て支援プログラムを充実させるとともに全ての子育て家庭において、安心して子育てができるように、親同士の交流の場の整備や、地域における養育に関する情報の提供に努める。

・食育の推進

食育推進活動として、町内の農園を活用し、保育園及び地域の住民の方々と野菜づくりに挑戦するとともに収穫した野菜等は、安全な野菜として保育所給食に提供する。

・地産地消の推進

保育所給食に、安全で安心な地元農産物を購入することで、児童に安全な給食を提供する。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岬町内の公立保育所（3ヶ所）

岬町立淡輪保育所、岬町立多奈川保育所、岬町立深日保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

公立保育所の 0歳児から5歳児に対する給食について、子育て支援センターで調理して搬入する外部搬入方式を実施する。必要に応じて各保育所に調理員を配置し、年齢に応じた給食提供（離乳食等）、食物アレルギー児童に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応をする。

園児用の食器等は消毒し、洗浄保管する。

5. 当該規制の特例措置の内容

（1）公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発0401002号）」にお

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岬町内の公立保育所（2ヶ所）

岬町立淡輪保育所、岬町立多奈川保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食について、子育て支援センターで調理して搬入する外部搬入方式を実施する。各保育所に調理員を配置し、年齢に応じた給食提供（離乳食等）、食物アレルギー児童に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応をする。園児用の食器等は消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発0401002号）」

ける留意事項を順守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各保育所には、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫が備え付けてあり、冷蔵・冷凍は可能である。必要に応じて各保育所に調理員1名程度を配置するとともに、体調不良児については、給食の量や食材の大きさ、柔らかさなど、保育所の調理室又は配膳室で児童の体調に合わせた給食を調理し提供する。

(公立保育所調理室の状況)

	調理室面積 (㎡)	保存設備	その他	備考
		冷凍・冷蔵庫	食器消毒保管機	
淡輪保育所	38.40	2台	1台	
多奈川保育所	15.66	1台	—	平成24年 4月1日移 転
深日保育所	26.39	2台	1台	平成28年 4月1日移 転
子育て支援センタ ー	60.50	3台	4台	

(2) 外部搬入する給食は、0歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。離乳食については、必要に応じて 保育所の調理室で調理し提供する。給食の内容は独

における留意事項を順守する。各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各保育所には、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫が備え付けてあり、冷蔵・冷凍は可能である。各保育所に調理員1名程度を配置するとともに、体調不良児については、給食の量や食材の大きさ、柔らかさなど、保育所の調理室又は配膳室で児童の体調に合わせた給食を調理し提供する。

(公立保育所調理室の状況)

	調理室面積 (㎡)	保存設備	その他	備考
		冷凍・冷蔵庫	食器消毒保管機	
淡輪保育所	38.40	2台	1台	
多奈川保育所	15.66	1台	—	平成24年 4月1日移 転
子育て支援センター	38.50	3台	4台	

(2) 外部搬入する給食は、0歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理し提供する。給食の内容は独自の献立とし、

自の献立とし、外部搬入については、子育て支援センターで調理し、配送する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発86号）」を順守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用の食缶に入れ、専用の給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で調理員等により配膳し提供する。なお、検食については、子育て支援センターで配送前に行うとともに、保育所において提供前に行う。

【給食の配送計画】（平成28年4月1日より）

（平日・土曜日）

配送車 2台

①10:35 子育て支援センター	②10:50 子育て支援センター
↓	↓
10:55 淡輪保育所	11:00 深日保育所
	↓
	11:15 子育て支援センター
	↓
	11:30 多奈川保育所

外部搬入については、子育て支援センターから配送する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発86号）」を順守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用の食缶に入れ、専用の給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で調理員により配膳し提供する。なお、検食については、子育て支援センターで配送前に行うとともに、保育所において提供前に検食をする。

【給食の配送計画】（平成24年4月1日より。但し、平成24年3月31日までは、なお従前の例による。）

（平日・土曜日）

配送車

10:20 子育て支援センター
↓
10:35 多奈川保育所
↓
10:50 子育て支援センター
↓
11:10 淡輪保育所

【子育て支援センター給食調理室の概要】

名 称：子育て支援センター

設立年月：昭和47年4月1日

構 造：鉄筋コンクリート造 2階建

敷地面積：4,908㎡

延床面積：1,110㎡（調理室60.50㎡）

職 員：13人

保育士 2人

管理栄養士 1人

調理員 7人

運転手 3人

調理能力：1日300食

調理器具：食器消毒保管庫、冷凍庫、フライヤー、食器洗浄機、冷蔵庫、
一槽シンク、二槽シンク、回転釜、炊飯器、包丁まな板殺菌庫、
ガスコンロなど

（保育所児童・職員数）

<u>（平成28年1月4日現在）</u>	<u>児童数</u>	<u>職員数</u>
<u>淡輪保育所</u>	<u>105</u> 人	<u>29</u> 人
<u>多奈川保育所</u>	<u>15</u> 人	<u>9</u> 人
<u>深日保育所</u>	<u>33</u> 人	<u>18</u> 人
合 計	<u>153</u> 人	<u>56</u> 人

【子育て支援センター給食調理室の概要】

名 称：子育て支援センター

設立年月：昭和47年4月1日

構 造：鉄骨造 2階建

敷地面積：4,908㎡

建築面積：1,288㎡（調理部分38.50㎡）

職 員：9人

事務 2人

栄養士 1人

調理員 5人

運転手 1人

調理能力：1日300食

調理器具：食器消毒保管庫、冷凍庫、フライヤー、食器洗浄機、冷蔵庫、
一槽シンク、二槽シンク、回転釜、炊飯器、包丁まな板殺菌庫、
ガスコンロなど

(4) 給食の内容については、毎月1回各保育所の所長、保育士と子育て支援センターの所長、調理責任者、管理栄養士からなる給食献立作成会議を開催し、前月分の献立の検証と次月の献立を作成する。また、献立については、管理栄養士が児童の発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保する。さらに、1月ごとの献立表を保護者に配布し、献立の周知を図るとともに献立に対する保護者の要望等の把握に努める。また、アレルギー児童の対応については、対象となる児童の保護者により1月分のすべての献立確認を行い、提供可能な食材等により提供する。

(4) 給食の内容については、毎月1回各保育所の所長、保育士と子育て支援センターの所長、調理責任者、栄養士からなる給食献立作成会議を開催し、前月分の献立の検証と次月の献立作成する。また、献立については、管理栄養士が児童の発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保する。さらに、1月ごとの献立表を保護者に配布し、献立の周知を図るとともに献立に対する保護者の要望等の把握に努める。また、アレルギー児童の対応については、対象となる児童の保護者により1月分のすべての献立確認を行い、提供可能な食材等により提供する。